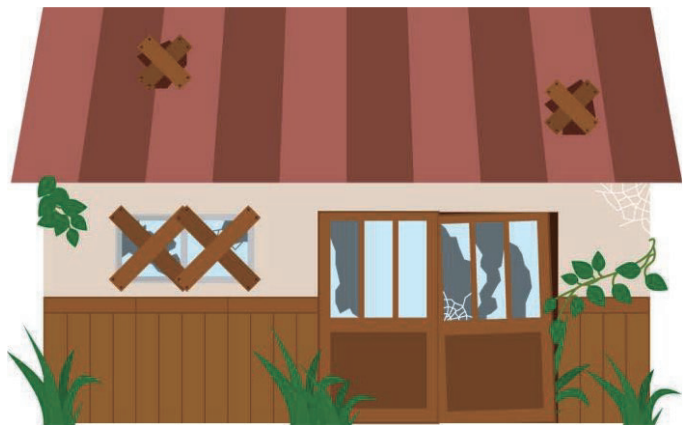


空き家をお持ちの皆様へ

あなたの大切な財産 管理されていますか。



空き家は個人の財産であるため、所有者または管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めなければなりません。空き家の倒壊や屋根・外壁の落下等により、道路の通行者や隣の家などに危害を加えた場合、空き家の所有者等は賠償責任を問われます。破損している箇所は補修し、老朽化した空き家は解体するなど、事故が起こる前に早めの対応が必要です。



「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」決定について

近年、空き家の数は増加を続けており、今後、更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっております。この法律案は、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものです。詳細は国土交通省ホームページ（QRコード）をご覧ください。



国土交通省
ホームページ

法律案の概要

- 所有者の責務強化
- 空家等の管理の確保
- 空家等の活用拡大
- 特定空家等の除却等

空家等の管理の確保 **Pickup**

- ①特定空家（※）化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家
 - ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家（**管理不全空家**）に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**されます。
 - ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例（1/6等に減額）**を**解除**されます。

不動産に関するルールが大きく変わりました

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。両法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。詳細は法務省ホームページ（QRコード）をご覧ください。



法務省
ホームページ

相続土地国庫帰属制度の創設（令和5年4月27日施行）

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

土地利用に関連する民法のルールの見直し（令和5年4月1日施行）

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 相隣関係の見直し など

王寺町の空き家に関する各種制度のご案内

空き家バンク

空家等の所有者等に「全国版空き家・空き地バンク」への登録を推奨しています。王寺町内に空き家を所有されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。



◀町公式サイト
(空き家・空き地バンク)



老朽空き家除却補助金

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。



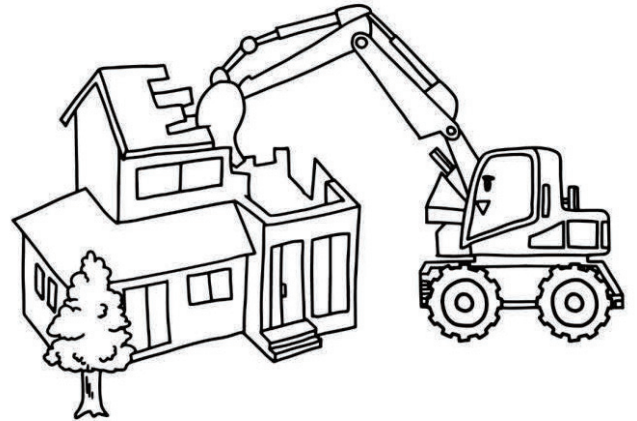
◀町公式サイト
(老朽空き家除却補助金)

補助対象となる建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅であること
- ・町内に所在するものであること

補助金額

除却工事に要する費用の2分の1以内で上限**30**万円

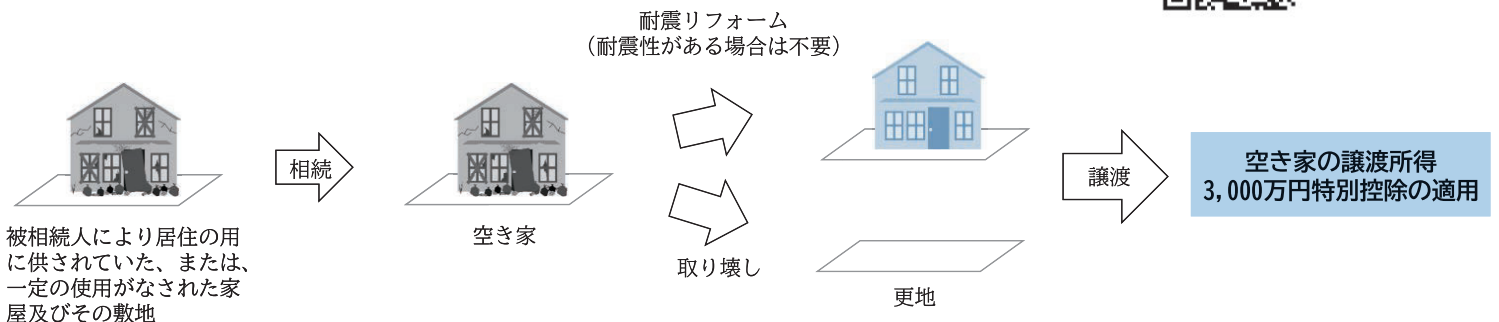


空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

相続人が、相続により生じた「空き家」又は「当該空き家の除却後の敷地」を2016年4月1日から2023年12月31日までの間に譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。



◀国土交通省ホームページ
(3,000万円特別控除)



問い合わせ先

王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

TEL : 0745-73-2001

FAX : 0745-32-6447

Mail : sumai@town.oji.nara.jp